

令和5年5月25日

養父市長 広瀬 栄 様

養父市国民健康保険運営協議会

会長 米田 哲 郎

養父市国民健康保険税の税率改正等について（答申）

令和5年5月25日付諮問第4号で諮問のありました標記の件につきまして、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のありました養父市国民健康保険税の税率改正につきまして、審議の結果、原案のとおり処理することを適当と認めます。

(結論)

(1) 令和5年度 国民健康保険税の税率の改正について

○医療分

所得割	100分の	7.00	(0.55%減)
均等割	(1人当たり)	24,500円	(700円増)
平等割	(1世帯当たり)	18,200円	(増減なし)

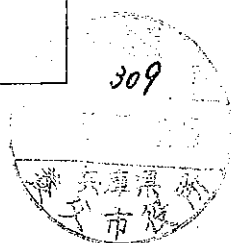
○支援分

所得割	100分の	2.58	(0.08%増)
均等割	(1人当たり)	8,900円	(1,300円増)
平等割	(1世帯当たり)	6,200円	(500円増)

○介護分

所得割	100分の	2.39	(0.10%増)
均等割	(1人当たり)	10,600円	(2,000円増)
平等割	(1世帯当たり)	4,900円	(600円増)

309



令和5年度 養父市国民健康保険税率(案)

医療分

区分		R4年度税率①	R5年度税率(案)②	②－①	R5年度応能・応益割合(案)率	
応能	所得割(%)	7.55	7.00	△ 0.55	48.4	48.4
応益	均等割(円)	23,800	24,500	700	35.2	51.6
	平等割(円)	18,200	18,200	0	16.4	
					計	100.0

支援分

区分		R4年度税率①	R5年度税率(案)②	②－①	R5年度応能・応益割合(案)率	
応能	所得割(%)	2.50	2.58	0.08	48.9	48.9
応益	均等割(円)	7,600	8,900	1,300	35.6	51.1
	平等割(円)	5,700	6,200	500	15.5	
					計	100.0

介護分

区分		R4年度税率①	R5年度税率(案)②	②－①	R5年度応能・応益割合(案)率	
応能	所得割(%)	2.29	2.39	0.10	48.7	48.7
応益	均等割(円)	8,600	10,600	2,000	36.6	51.3
	平等割(円)	4,300	4,900	600	14.7	
					計	100.0

令和5年度国民健康保険税調定額（試算案）

資料3

税率案			R4年度税率			R5年度標準税率			令和5年度税率(案)				
医療分	試算税率	所得割	7.55%			6.50%			7.00%				
		均等割	23,800円			28,168円			24,500円				
		平等割	18,200円			18,250円			18,200円				
	試算調定額		合計額	対象人数	一人当たり額	合計額	対象人数	一人当たり額	合計額	対象人数	一人当たり額		
	調定額	R5年度 A1	281,573,958	4,695	59,973	273,585,457	4,695	58,271	272,298,124	4,695	57,997		
		R4年度本算額 B1	303,618,900	5,074	59,838	303,618,900	5,074	59,838	303,618,900	5,074	59,838		
		比較(対前年度) C1(A1-B1)	-22,044,942	-379	135	-30,033,443	-379	-1,567	-31,320,776	-379	-1,841		
	見込予算額 D1(A1×収納率)		96.75%	272,422,804			96.75%	264,693,929			96.75%	263,448,434	
	応能・応益割合		割合	割合			割合	割合			割合	割合	
	応能割合	所得割	50.4%	50.4%			43.9%	43.9%			48.4%	48.4%	
応益割合	均等割	33.6%	49.6%			39.9%	56.1%			35.2%	51.6%		
	平等割	16.0%				16.2%				16.4%			
支援分	試算税率	所得割	2.50%			2.81%			2.58%				
		均等割	7,600円			11,814円			8,900円				
		平等割	5,700円			7,654円			6,200円				
	試算調定額		合計額	対象人数	一人当たり額	合計額	対象人数	一人当たり額	合計額	対象人数	一人当たり額		
	調定額	R5年度 A2	91,775,780	4,695	19,547	115,451,383	4,695	24,590	98,592,004	4,695	20,999		
		R4年度本算額 B2	98,379,800	5,074	19,389	98,379,800	5,074	19,389	98,379,800	5,074	19,389		
		比較(対前年度) C2(A2-B2)	-6,604,020	-379	158	17,071,583	-379	5,201	212,204	-379	1,610		
	見込予算額 D2(A2×収納率)		96.83%	88,866,487			96.83%	111,791,574			96.83%	95,466,637	
	応能・応益割合		割合	割合			割合	割合			割合	割合	
	応能割合	所得割	51.5%	51.5%			44.2%	44.2%			48.9%	48.9%	
応益割合	均等割	33.0%	48.5%			39.7%	55.8%			35.6%	51.1%		
	平等割	15.5%				16.1%				15.5%			
介護分	試算税率	所得割	2.29%			2.64%			2.39%				
		均等割	8,600円			13,850円			10,600円				
		平等割	4,300円			6,760円			4,900円				
	試算調定額		合計額	対象人数	一人当たり額	合計額	対象人数	一人当たり額	合計額	対象人数	一人当たり額		
	調定額	R5年度 A3	28,399,807	1,268	22,397	37,322,337	1,268	29,434	31,332,132	1,268	24,709		
		R4年度本算額 B3	30,936,600	1,316	23,508	30,936,600	1,316	23,508	30,936,600	1,316	23,508		
		比較(対前年度) C3(A3-B3)	-2,536,793	-48	-1,111	6,385,737	-48	5,926	395,532	-48	1,201		
	見込予算額 D3(A3×収納率)		92.91%	26,386,260			92.91%	34,676,183			92.91%	29,110,683	
	応能・応益割合		割合	割合			割合	割合			割合	割合	
	応能割合	所得割	52.4%	52.4%			43.8%	43.8%			48.7%	48.7%	
応益割合	均等割	33.2%	47.6%			39.5%	56.2%			36.6%	51.3%		
	平等割	14.4%				16.7%				14.7%			
合計	試算調定額		合計額	対象人数	一人当たり額	合計額	対象人数	一人当たり額	合計額	対象人数	一人当たり額		
	合計額: E(A1+A2+A3) 対象人数: A1		401,749,545	4,695	85,569	426,359,177	4,695	90,811	402,222,260	4,695	85,670		
	見込予算額		合計額	収納率			合計額	収納率			合計額	収納率	
	F(D1+D2+D3)		387,675,551	医:96.75% 後:96.83% 介:92.91%			411,161,686	医:96.75% 後:96.83% 介:92.91%			388,025,754	医:96.75% 後:96.83% 介:92.91%	
比較	対前年度調定額		合計額	対象人数	一人当たり額	合計額	対象人数	一人当たり額	合計額	対象人数	一人当たり額		
	R4年度 合計	合計額: G(B1+B2+B3) 対象人数: B1	432,935,300	5,074	85,324	432,935,300	5,074	85,324	432,935,300	5,074	85,324		
	比較調定額	H(E-G)	-31,185,755	-379	245	-6,576,123	-379	5,487	-30,713,040	-379	346		

養父市保険税率と標準保険料率の比較

			R4			R5(案)			
			市町村標準 保険料率	養父市保険税率		市町村標準 保険料率	養父市保険税率		
			A	B	標準率との 比較 B-A	C	D	標準率との 比較 D-C	前年度税率と の比較 D-B
医療分	応能	所得割(%)	6.49	7.55	1.06	6.50	7.00	0.50	▲ 0.55
	応益	均等割(円)	28,013	23,800	△ 4,213	28,168	24,500	△ 3,668	700
		平等割(円)	18,236	18,200	△ 36	18,250	18,200	△ 50	0
		計	46,249	42,000	△ 4,249	46,418	42,700	△ 3,718	700
支援分	応能	所得割(%)	2.67	2.50	△ 0.17	2.81	2.58	△ 0.23	0.08
	応益	均等割(円)	11,194	7,600	△ 3,594	11,814	8,900	△ 2,914	1,300
		平等割(円)	7,288	5,700	△ 1,588	7,654	6,200	△ 1,454	500
		計	18,482	13,300	△ 5,182	19,468	15,100	△ 4,368	1,800
介護分	応能	所得割(%)	2.64	2.29	△ 0.35	2.64	2.39	△ 0.25	0.10
	応益	均等割(円)	13,565	8,600	△ 4,965	13,850	10,600	△ 3,250	2,000
		平等割(円)	6,736	4,300	△ 2,436	6,760	4,900	△ 1,860	600
		計	20,301	12,900	△ 7,401	20,610	15,500	△ 5,110	2,600
合計	応能	所得割	11.80	12.34	0.54	11.95	11.97	0.02	▲ 0.37
	応益	均等割	52,772	40,000	△ 12,772	53,832	44,000	△ 9,832	4,000
		平等割	32,260	28,200	△ 4,060	32,664	29,300	△ 3,364	1,100
		計	85,032	68,200	△ 16,832	86,496	73,300	△ 13,196	5,100

【応能・応益割合】

(単位:%)

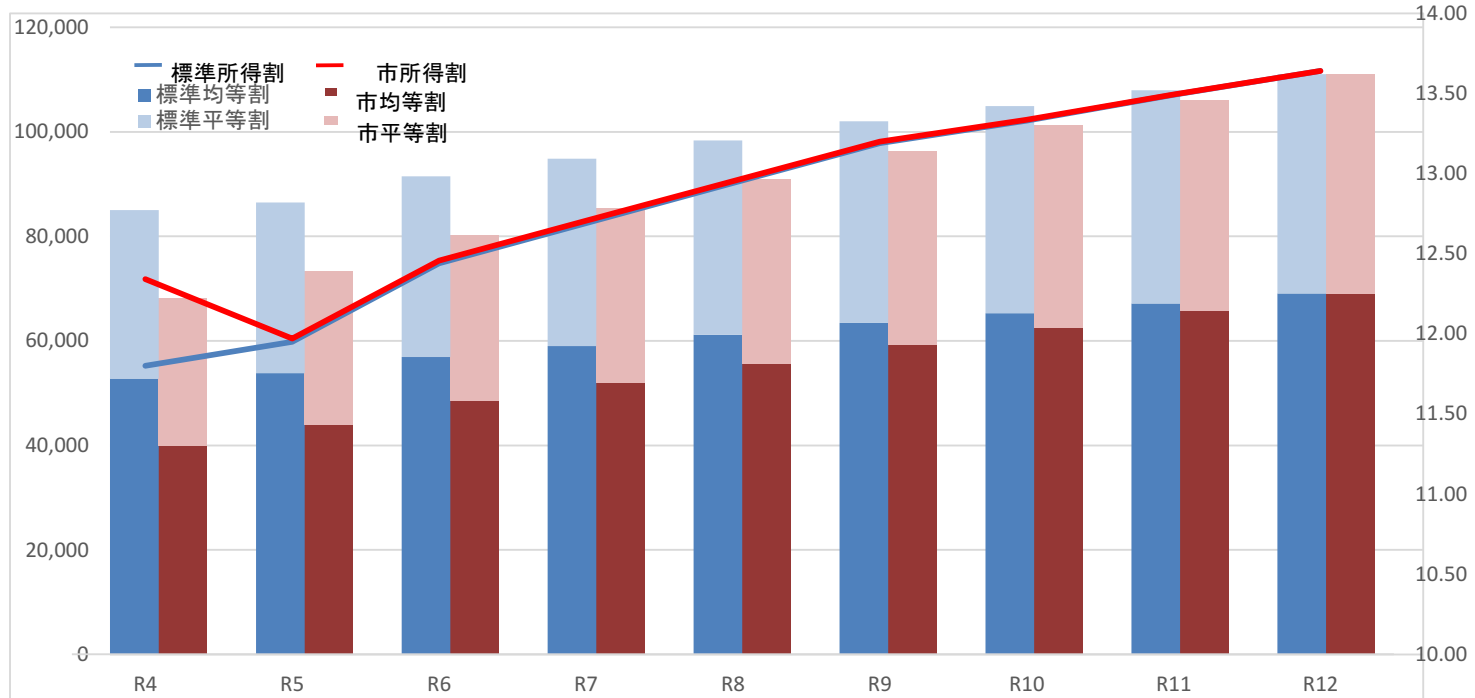
区分	医療分		支援分		介護分	
	応能	応益	応能	応益	応能	応益
養父市保険税率(R4)	52.0	48.0	52.9	47.1	55.0	45.0
養父市保険税率(R5案)	48.4	51.6	48.9	51.1	48.7	51.3
標準保険料率(R5)	43.9	56.1	44.2	55.8	43.8	56.2

○養父市における保険料水準の統一に向けた推移(イメージ)

資料5

均等割・平等割:円

所得割:%



兵庫県における保険料水準の統一に向けたロードマップ [概要版]

1. 国保のこれまでと制度改革（都道府県化）

（従前からの課題）

- ・ 年齢構成が高く、それにより医療費水準が高い
- ・ 所得水準が低く、所得に占める保険料負担が重い
- ・ 小規模保険者が多く、財政的に不安定

▶ 制度の持続可能性に大きな課題

（国保制度改革：H30～）

- ・ 都道府県が市町とともに国保の保険者として財政運営の主体となることで、財政運営の単位を市町から都道府県へ拡大
- ・ 国からの財政支援が拡充され、財政基盤が強化

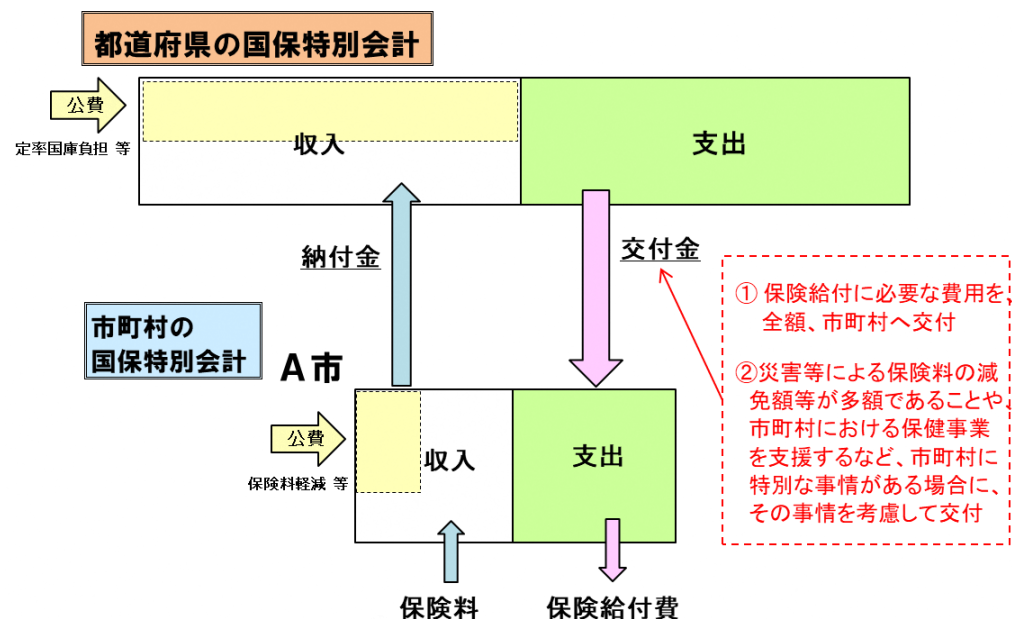
▶ 財政リスクの軽減など、国保の制度運営を安定化

参考 | 各保険者の比較（H29年度）

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合
加入者数	2,870万人	3,893万人	2,948万人	865万人
平均年齢	52.9歳	37.5歳	34.9歳	33.0歳
一人当たり医療費	36.2万円	17.8万円	15.8万円	16.0万円
一世帯あたり平均所得	136万円	254万円	388万円	460万円
保険料負担率	10.2%	7.5%	5.8%	5.9%

出典 | 厚生労働省「運転免許統計」

参考 | 改革後の国保財政の仕組み



2. 保険料水準の統一の目的

- 兵庫県では、都道府県化当初より、国保県単位化の理想である「**同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ**」となる、**保険料水準の統一**を目指している

(保険料水準を統一する理由)

- ・ 保険給付は共通の制度であることから、保険料負担についても公平な仕組みを目指すべき
(医療保険制度の一元化)
 - ・ 後期高齢者医療制度や協会けんぽにおいては、県単位での保険料水準が統一済み
 - ・ 人口減少や社会保険の適用拡大等により、今後さらなる加入者数の減少が見込まれる中、医療費水準と保険料負担が連動することにより、特に小規模保険者の財政リスクが上昇
- ▶ **財政運営の県単位化にあわせ、保険料も県単位化することが理想**

(保険料水準統一のメリット)

- ・ 住民にとってわかりやすい保険料体系 ⇒ 県内であれば**どこに住んでも同じ保険料**に
- ・ 国保財政の安定化 ⇒ 医療費増加による**急激な保険料上昇リスクを軽減**
- ・ 保険料賦課算定事務の軽減 ⇒ 市町での保険料率算定事務が不要に
- ・ 国からの保険料水準統一の取組み評価 ⇒ 保険者努力支援制度等の財源を獲得し、**県全体**の保険料水準を引き下げ

3. 兵庫県における保険料水準の統一

(兵庫県における保険料水準統一のスケジュール)

- 標準保険料率の統一：令和9年度
(標準保険料率への移行目安時期)
- 保険料率の完全統一：原則令和12年度
(標準保険料率への全市町移行完了)

参考 | 他都道府県の取組み状況

統一の定義	H30	R3	~R6	~R9	~R12	~R15
納付金ベースの統一		兵庫県	北海道 群馬県 埼玉県 三重県 長崎県	青森県 静岡県 和歌山県	山梨県	秋田県
標準保険料率の統一等			広島県	埼玉県 (兵庫県)		
完全統一	大阪府※		奈良県 沖縄県	佐賀県	北海道 福島県 (兵庫県)	

【保険料水準の統一に向けて必要な主な取組み】

① 標準保険料率の統一（標準保険料率の市町間における差の解消）

現状

※所得・収納率・被保険数が同じ団体の場合

	歳出			歳入		
	納付金	保健事業等	計	保険料	国費等	計
A市	200	40	240	140	100	240
B市	200	80	280	220	60	280

- 市町の所得や収納率が同じであれば、県に納める納付金の水準も同じ
- 保健事業等の歳出や国費等の歳入の水準は市町ごとに異なる

⇒市町間で被保険者から集めるべき保険料水準に差が生じている

今後の取組（~R9年度）

	歳出			歳入		
	納付金	保健事業等	計	保険料	国費等	計
A市	210(+10)	60(+20)	270	170(+30)	100	270
B市	180(-20)	70(-10)	250	170(-50)	80(+20)	250

- 保健事業や減免、一般会計繰入などに一定の基準を設定し、歳出歳入の市町間の差を縮小（=平準化）
- 市町の歳入歳出の水準の差に応じて、納付金の金額を増減させる（=相互扶助）

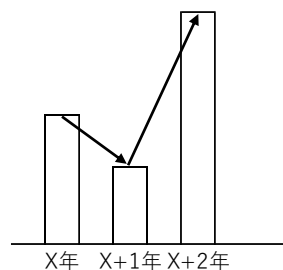
▶保険料水準（標準保険料率）を全市町間で統一

【保険料水準の統一に向けて必要な主な取組み】

①-2 相互扶助の段階的な反映

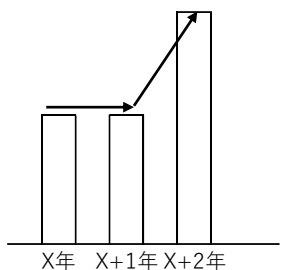
- ・個別公費・経費の相互扶助をR5年度からR9年度までの5年間で段階的に実施（毎年20%ずつ）することで、保険料の急激な変化を抑制
- ・すべての個別経費・個別公費について、一体的に相互扶助を進めることで、増減のばらつきを防止

項目毎に相互扶助時期を分けると・・・



⇒納付金が乱高下する恐れ

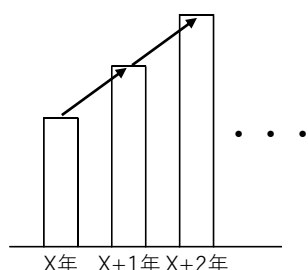
相互扶助を一気に進めると・・・



⇒納付金が急激に上昇



相互扶助を一体的、かつ段階的に進めると・・・



▶納付金の変動を平準化

参考 | R5年度における標準保険料率（医療分）

	所得割	平等割	均等割
養父市標準	6.50%	18,250円	28,168円
養父市実際	7.55%	18,200円	23,800円
県統一時 標準保険料率 (R9 参考値)	7.15%	21,715円	33,514円

② 標準保険料率と実際の保険料率の差の解消

現状

市町における保険料率設定例

A市	所得割	均等割	平等割	B市	所得割	均等割	平等割
標準	6.5%	27,000円	18,000円	標準	7.5%	33,000円	22,000円
調整	応能・応益割合の変更（応能+ 応益-） +			調整	基金活用により保険料全体を引き下げ -		
実保険料	7%	25,000円	16,000円	実保険料	6.5%	27,000円	18,000円

- ・現在県が示している標準保険料率は目安
- ・実際の保険料率を設定する際には、所得割、均等割、平等割の賦課割合の変更や、独自基金を活用した保険料の引き下げなど市町独自の要素を反映



今後の取組（R9年度目標・R12年度原則完了）

A市	所得割	均等割	平等割	B市	所得割	均等割	平等割
標準	7%	30,000円	20,000円	標準	7%	30,000円	20,000円
実保険料	7%	30,000円	20,000円	実保険料	7%	30,000円	20,000円

- ・①の取組みにより各市町の標準保険料率が一致
- ・市町の保険料率時に標準保険料率を採用（基金による引き下げも不可）

▶保険料率を全市町間で完全統一

9 （同一所得・同一保険料の達成）

令和5年度 養父市国民健康保険税改正関連資料【税率等比較表(現行・改正案)】

1 基礎課税額に係る税率

区分		現行	改正案	増減	関係規定	
所得	税率	100分の7.55	100分の7.00	△0.55	第3条1項	
被保険者	均等割額	23,800円	24,500円	700円	第5条	
	未就学児軽減	△11,900円	△12,250円	△350円	第21条第2項第1号エ	
世帯別	平等割額	18,200円	18,200円	0円	第5条の2第1号	
	特定世帯	9,100円	9,100円	0円	第5条の2第2号	
	特定継続世帯	13,650円	13,650円	0円	第5条の2第3号	
軽減額	7割	均等割	△16,660円	△17,150円	△490円	第21条第1項第1号ア
		未就学児軽減	△3,570円	△3,675円	△105円	第21条第2項第1号ア
		平等割	△12,740円	△12,740円	0円	第21条第1項第1号イ(ア)
		特定世帯	△6,370円	△6,370円	0円	第21条第1項第1号イ(イ)
	5割	特定継続世帯	△9,555円	△9,555円	0円	第21条第1項第1号イ(ウ)
		均等割	△11,900円	△12,250円	△350円	第21条第1項第2号ア
		未就学児軽減	△5,950円	△6,125円	△175円	第21条第2項第1号イ
		平等割	△9,100円	△9,100円	0円	第21条第1項第2号イ(ア)
	2割	特定世帯	△4,550円	△4,550円	0円	第21条第1項第2号イ(イ)
		特定継続世帯	△6,825円	△6,825円	0円	第21条第1項第2号イ(ウ)
		均等割	△4,760円	△4,900円	△140円	第21条第1項第3号ア
		未就学児軽減	△9,520円	△9,800円	△280円	第21条第2項第1号ウ
平等割	特定世帯	△3,640円	△3,640円	0円	第21条第1項第3号イ(ア)	
	特定継続世帯	△1,820円	△1,820円	0円	第21条第1項第3号イ(イ)	
	特定継続世帯	△2,730円	△2,730円	0円	第21条第1項第3号イ(ウ)	

2 後期高齢者支援金等課税額に係る税率

区分		現行	改正案	増減	関係規定	
所得	税率	100分の2.50	100分の2.58	0.08	第6条	
被保険者	均等割額	7,600円	8,900円	1,300円	第7条の2	
	未就学児軽減	△3,800円	△4,450円	△650円	第21条第2項第2号エ	
世帯別	平等割額	5,700円	6,200円	500円	第7条の3第1号	
	特定世帯	2,850円	3,100円	250円	第7条の3第2号	
	特定継続世帯	4,275円	4,650円	375円	第7条の3第3号	
軽減額	7割	均等割	△5,320円	△6,230円	△910円	第21条第1項第1号ウ
		未就学児軽減	△1,140円	△1,335円	△195円	第21条第2項第2号ア
		平等割	△3,990円	△4,340円	△350円	第21条第1項第1号エ(ア)
		特定世帯	△1,995円	△2,170円	△175円	第21条第1項第1号エ(イ)
	5割	特定継続世帯	△2,993円	△3,255円	△262円	第21条第1項第1号エ(ウ)
		均等割	△3,800円	△4,450円	△650円	第21条第1項第2号ウ
		未就学児軽減	△1,900円	△2,225円	△325円	第21条第2項第2号イ
		平等割	△2,850円	△3,100円	△250円	第21条第1項第2号エ(ア)
	2割	特定世帯	△1,425円	△1,550円	△125円	第21条第1項第2号エ(イ)
		特定継続世帯	△2,138円	△2,325円	△187円	第21条第1項第2号エ(ウ)
		均等割	△1,520円	△1,780円	△260円	第21条第1項第3号ウ
		未就学児軽減	△3,040円	△3,560円	△520円	第21条第2項第2号ウ
平等割	特定世帯	△1,140円	△1,240円	△100円	第21条第1項第3号エ(ア)	
	特定継続世帯	△570円	△620円	△50円	第21条第1項第3号エ(イ)	
	特定継続世帯	△855円	△930円	△75円	第21条第1項第3号エ(ウ)	

3 介護納付金課税額に係る税率

区分		現行	改正案	増減	関係規定	
所得	税率	100分の2.29	100分の2.39	0.10	第8条	
被保険者	均等割額	8,600円	10,600円	2,000円	第9条の2	
	世帯別	4,300円	4,900円	600円	第9条の3	
軽減額	7割	均等割	△6,020円	△7,420円	△1,400円	第21条第1項第1号オ
		平等割	△3,010円	△3,430円	△420円	第21条第1項第1号カ
	5割	均等割	△4,300円	△5,300円	△1,000円	第21条第1項第2号オ
		平等割	△2,150円	△2,450円	△300円	第21条第1項第2号カ
	2割	均等割	△1,720円	△2,120円	△400円	第21条第1項第3号オ
		平等割	△860円	△980円	△120円	第21条第1項第3号カ

令和5年度養父市国民健康保険税改正関連資料【被保険者等状況比較表(R5・R4)】

【医療給付費分】

		令和5年度 ①		令和4年度 ②		比 較		
						①-②	増減率	
加入世帯数 (世帯)		3,068 (世帯)		3,378 (世帯)		△ 310 (世帯)	△ 9.2 %	
被保険者数 (人)		4,695 (人)		5,074 (人)		△ 379 (人)	△ 7.5 %	
一世帯当り被保険者数 (人)		1.53 (人)		1.50 (人)		0.03 (人)	1.9 %	
所得割課税標準額 (千円)		2,298,714 (千円)		2,679,664 (千円)		△ 380,950 (千円)	△ 14.2 %	
一世帯当り所得割課税標準額 (千円)		749.3 (千円)		793.3 (千円)		△ 44.0 (千円)	△ 5.5 %	
軽減該当 世帯の 状況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	674 人	14.4 %	683 人	13.5 %	△ 9 人	△ 1.3 %
		5割軽減	884 人	18.8 %	952 人	18.8 %	△ 68 人	△ 7.1 %
		7割軽減	1,209 人	25.8 %	1,383 人	27.3 %	△ 174 人	△ 12.6 %
		計	2,767 人	58.9 %	3,018 人	59.5 %	△ 251 人	△ 8.3 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	384 世帯	12.5 %	412 世帯	12.2 %	△ 28 世帯	△ 6.8 %
		5割軽減	512 世帯	16.7 %	586 世帯	17.3 %	△ 74 世帯	△ 12.6 %
		7割軽減	921 世帯	30.0 %	1,059 世帯	31.3 %	△ 138 世帯	△ 13.0 %
		計	1,817 世帯	59.2 %	2,057 世帯	60.9 %	△ 240 世帯	△ 11.7 %

【後期高齢者支援金等分】

		令和5年度 ①		令和4年度 ②		比 較		
						①-②	増減率	
加入世帯数 (世帯)		3,068 (世帯)		3,378 (世帯)		△ 310 (世帯)	△ 9.2 %	
被保険者数 (人)		4,695 (人)		5,074 (人)		△ 379 (人)	△ 7.5 %	
一世帯当り被保険者数 (人)		1.53 (人)		1.50 (人)		0.03 (人)	1.9 %	
所得割課税標準額 (千円)		2,298,714 (千円)		2,679,664 (千円)		△ 380,950 (千円)	△ 14.2 %	
一世帯当り所得割課税標準額 (千円)		749.3 (千円)		793.3 (千円)		△ 44.0 (千円)	△ 5.5 %	
軽減該当 世帯の 状況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	674 人	14.4 %	683 人	13.5 %	△ 9 人	△ 1.3 %
		5割軽減	884 人	18.8 %	952 人	18.8 %	△ 68 人	△ 7.1 %
		7割軽減	1,209 人	25.8 %	1,383 人	27.3 %	△ 174 人	△ 12.6 %
		計	2,767 人	58.9 %	3,018 人	59.5 %	△ 251 人	△ 8.3 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	384 世帯	12.5 %	412 世帯	12.2 %	△ 28 世帯	△ 6.8 %
		5割軽減	512 世帯	16.7 %	586 世帯	17.3 %	△ 74 世帯	△ 12.6 %
		7割軽減	921 世帯	30.0 %	1,059 世帯	31.3 %	△ 138 世帯	△ 13.0 %
		計	1,817 世帯	59.2 %	2,057 世帯	60.9 %	△ 240 世帯	△ 11.7 %

【介護納付金分】

		令和5年度 ①		令和4年度 ②		比 較		
						①-②	増減率	
加入世帯数 (世帯)		1,098 (世帯)		1,140 (世帯)		△ 42 (世帯)	△ 3.7 %	
被保険者数 (人)		1,268 (人)		1,316 (人)		△ 48 (人)	△ 3.6 %	
一世帯当り被保険者数 (人)		1.15 (人)		1.15 (人)		0.00 (人)	0.0 %	
所得割課税標準額 (千円)		789,359 (千円)		892,149 (千円)		△ 102,790 (千円)	△ 11.5 %	
一世帯当り所得割課税標準額 (千円)		718.9 (千円)		782.6 (千円)		△ 63.7 (千円)	△ 8.1 %	
軽減該当 世帯の 状況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	135 人	10.6 %	140 人	10.6 %	△ 5 人	△ 3.6 %
		5割軽減	186 人	14.7 %	185 人	14.1 %	1 人	0.5 %
		7割軽減	341 人	26.9 %	380 人	28.9 %	△ 39 人	△ 10.3 %
		計	662 人	52.2 %	705 人	53.6 %	△ 43 人	△ 6.1 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	115 世帯	10.5 %	118 世帯	10.4 %	△ 3 世帯	△ 2.5 %
		5割軽減	156 世帯	14.2 %	159 世帯	13.9 %	△ 3 世帯	△ 1.9 %
		7割軽減	310 世帯	28.2 %	354 世帯	31.1 %	△ 44 世帯	△ 12.4 %
		計	581 世帯	52.9 %	631 世帯	55.4 %	△ 50 世帯	△ 7.9 %

【税率】

	令和4年度			令和5年度		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割	7.55%	2.50%	2.29%	7.00%	2.58%	2.39%
均等割	23,800	7,600	8,600	24,500	8,900	10,600
平等割	18,200	5,700	4,300	18,200	6,200	4,900

【計算パターン設定】

世帯の所得	4 3万円	100万円	300万円	500万円
被保険者数	ア 2人：70歳、60歳 イ 3人：70歳、60歳、35歳 ウ 4人：45歳、39歳、10歳、3歳			

※いずれのパターンも給与所得者等は世帯に1人として計算(介護分がかかる年齢者に設定)

【軽減判定】

(令和5年度)

軽減割合	世帯主を含む加入者全員の前年中所得を合算した額が下記の金額以下
7割	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)
5割	43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)
2割	43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

【計算例】



例1) 世帯の所得：43万円

人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
ア (2人)	7割	所得割	0	0	0
		均等割	71,400	77,400	6,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	△ 69,720	△ 74,690	△ 4,970
		端数	△ 180	△ 110	70
		保険税額	29,700	31,900	2,200



人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
イ (3人)	7割	所得割	0	0	0
		均等割	102,800	110,800	8,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	△ 91,700	△ 98,070	△ 6,370
		端数	△ 200	△ 130	70
		保険税額	39,100	41,900	2,800



人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
ウ (4人)	7割	所得割	0	0	0
		均等割	134,200	144,200	10,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	△ 118,390	△ 126,460	△ 8,070
		端数	△ 210	△ 140	70
		保険税額	43,800	46,900	3,100

例2) 世帯の所得：100万円

人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
ア (2人)	5割	所得割	70,338	68,229	△ 2,109
		均等割	71,400	77,400	6,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	△ 49,800	△ 53,350	△ 3,550
		端数	△ 38	△ 79	△ 41
		保険税額	120,100	121,500	1,400

人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
イ (3人)	5割	所得割	70,338	68,229	△ 2,109
		均等割	102,800	110,800	8,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	△ 65,500	△ 70,050	△ 4,550
		端数	△ 38	△ 179	△ 141
		保険税額	135,800	138,100	2,300

人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
ウ (4人)	5割	所得割	70,338	68,229	△ 2,109
		均等割	134,200	144,200	10,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	△ 89,050	△ 95,100	△ 6,050
		端数	△ 88	△ 229	△ 141
		保険税額	143,600	146,400	2,800

例3) 世帯の所得：300万円

人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
ア (2人)	なし	所得割	317,138	307,629	△ 9,509
		均等割	71,400	77,400	6,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	0	0	0
		端数	△ 138	△ 29	109
		保険税額	416,600	414,300	△ 2,300

人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
イ (3人)	なし	所得割	317,138	307,629	△ 9,509
		均等割	102,800	110,800	8,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	0	0	0
		端数	△ 138	△ 29	109
		保険税額	448,000	447,700	△ 300

人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
ウ (4人)	なし	所得割	317,138	307,629	△ 9,509
		均等割	134,200	144,200	10,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	△ 15,700	△ 16,700	△ 1,000
		端数	△ 138	△ 129	9
		保険税額	463,700	464,300	600

例4) 世帯の所得：500万円

人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
ア (2人)	なし	所得割	563,938	547,029	△ 16,909
		均等割	71,400	77,400	6,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	0	0	0
		端数	△ 138	△ 29	109
		保険税額	663,400	653,700	△ 9,700

人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
イ (3人)	なし	所得割	563,938	547,029	△ 16,909
		均等割	102,800	110,800	8,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	0	0	0
		端数	△ 138	△ 29	109
		保険税額	694,800	687,100	△ 7,700

人数	軽減判定		令和4年度	令和5年度	差額
ウ (4人)	なし	所得割	563,938	547,029	△ 16,909
		均等割	134,200	144,200	10,000
		平等割	28,200	29,300	1,100
		軽減	△ 15,700	△ 16,700	△ 1,000
		端数	△ 138	△ 129	9
		保険税額	710,500	703,700	△ 6,800